

空家などの活用に補助金が利用できます

◎空家等活用促進事業交付金について

奥多摩町内で空家になる予定の土地建物を所有の方や、空家や空地などの管理が負担になっている方の相談を受け付けています。また、つぎの空家の活用に対し、「奥多摩町空家等活用促進事業交付金」の制度があります。ぜひ、ご利用ください。

【奥多摩町空家等活用促進事業交付金】

- ・町に寄付した場合 最大 200 万円
- ・空家バンク等に登録した場合 10 万円から 75 万円
- ・空家の解体を行った場合 最大 50 万円



◎空家バンクについて（空家や空地などをお持ちの方へ）

空家などの有効活用による地域の活性化と、町民と都市住民との交流拡大を図ることを目的として、「奥多摩町空家バンク」を実施しています。

「奥多摩町空家バンク」とは、空家や宅地を所有されている方に賃貸・売買の物件情報を登録いただき、町に定住を希望されている方に対して、町のホームページで情報を紹介するシステムです。

空家バンクをご利用いただくためには、物件提供者および利用希望者それぞれの方の登録が必要です。

* 空家等活用促進事業交付金、空家バンクを利用するには一定の条件などが必要となりますので、お気軽にご相談ください。

※問い合わせは、若者定住推進課 ☎ 83-2310

アダプト制度に参加しませんか （美化・清掃などの活動）

町では、環境美化に対する町民意識の向上と地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、町民のみなさんが道路、水路などの里親となり責任をもって美化活動などを行い、これを町が支援する「公共施設アダプト制度」を実施しています。

この制度に参加していただける団体をつぎのとおり募集します。

【対象】

- ①町内在住・在勤・在学の方で構成されている団体
- ②公共施設の一定区域において1年以上の期間を通じ美化、清掃などを行うことができること。

詳しくは、お問い合わせください。

※問い合わせは、環境整備課 ☎ 83-2367

J R 青梅線の ダイヤ改正について

J R 青梅線では、3月15日（土）にダイヤ改正が実施されます。

今回の改正では、奥多摩町管内における運行本数の変更はありません。

詳細は、J R 東日本のホームページをご確認ください。

https://www.jreast.co.jp/press/2024/hachioji/20241213_hc01.pdf



J R 東日本八王子支社
プレスリリース



※問い合わせは、企画財政課

☎ 83-2360